

現場監督の脳出血労災認定

東京●コンビニ店舗の内装工事

Tさん(59歳)は、K工務店に勤務し、コンビニの店舗の内装工事の現場監督として働いていた。

昨年3月、現場から帰って事務所で書類作りをしていて、自販機で飲み物を買うために外に出たところで倒れてしまった。救急車で近くの病院に搬送され、脳出血と診断された。幸いに別状はなく、リハビリも順調に進んでいた。脳出血を発症して倒れる2か月前は、一日も休みが取れないほど忙しかったそうである。病院の医療相談員に相談してみたところ、東京労働安全衛生センターを紹介された。

昨年6月、病院でTさんご夫妻と面接し事情を伺った。Tさんの仕事は、コンビニ店舗の内装工事の現場監督だった。施工管理、工程管理、予算管理、安全管理などの仕事一切を任せられていた。現場の説明会の立会いや見積書、工程表の作成、提出、受注後の下請業者の手配、材料の発注、工事の段取り、現場での仕上げの手直しなどの現場仕事のほかに、事務所で予算、工程、出来高支払い等の事務仕事も担当していた。

昨年1月から、新装開店や改裝工事が複数重なり、何箇所もの現場を掛け持ちして回らなければならなかっ

ればならなかった。会社は7名いた社員のうち3名が退職、1名が入院中だった。工事担当者はTさんほか2名となり、忙しいからといって他のひとに任せることはできなかった。発症前55日間は、無休で勤務していた。

Tさんは、作業日報用のノートを作っていた。それを見れば当時の多忙な業務内容や、残業、休日出勤等の記録がわかった。ノートの記録をもとに、Tさんの発

症前の実労働時間を集計すると、発症前1か月間の時間外労働時間は133時間、発症前2か月間の平均でも100時間を超えていた。Tさんは、工事の工程記録と勤務時間を一覧表にまとめ労働基準監督署に提出した。

会社はTさんの労災申請に協力せず、請求書への事業主説明を拒否したため、昨年8月、大田労働基準監督署に休業補償給付請求の手続をとった。その後3回にわたり担当者による事情聴取が行われ、今年3月末に支給決定の通知を受け取ることができた。

Tさんがノートについていた作業日報や勤務の記録が認定に大きいに役立ったと思う。



(東京労働安全衛生センター)

旧国鉄・JR貨物の責任問う

神奈川●中皮腫損害賠償裁判提起

旧国鉄とJR貨物で37年間、操車係として働き、悪性胸膜中皮腫で現在療養中の小林忠美さん(63歳一次貢写真前列左から2人目、その右は大前麻衣さん)が、国鉄清算事業本部とJR貨物を相手に、損害賠償3,481万5千円を求めて、3月27日、横浜地裁に提訴した。旧国鉄とJR貨物の安全配慮義務違反と不法行為の責任を問うものである。

小林さんは、1963年に旧国鉄に入社、2000年にJR貨物会社

を退職するまで、操車係として新鶴見操車場や浜川崎・新興・横浜羽沢駅などで、貨車の入替えや列車の組成作業に従事した。当時の作業について、小林さんは次のように述べている。

「操車場の仕事は、貨車の切り離しと連結の繰り返しであり、作業中は頻繁に機関車や貨車がブレーキを掛けたり外したりを繰り返していました。制輪子からの鉄粉に加え、機関車や貨車が走行中に巻き上げる埃なども

加わり、周囲は鉄粉や埃にまみれた状態でした。夜勤作業の際は、何基もの照明灯で現場を照らしているのですが、鉄粉が照明を反映してキラキラ光っているのがよく見えました。とりわけ、機関車がブレーキをかけて停止した直後など、機関車の下から風とともに鉄粉が浮き上がってくる光景をよく覚えています」

小林さんは、退職後、2004年に悪性胸膜中皮腫と診断され、翌年に労災申請し、2006年に認定された。貨車のブレーキパット（制輪子）やマフラー周辺に断熱材としてアスベストが使用されていたのだ。また、JR貨物では、摩耗の激しい高速貨車に、石綿や鉄粉、黒鉛等を特殊合成し樹脂加工したレジン制輪子を1995年まで使っていた。

しかし、と小林さんは訴える。「労災申請する際も、旧国鉄とJR貨物でたらい回しにされた。労災認定された後にも、会社からは謝罪ひとつありません」

小林さんは、2004年に右肺を全摘した後は呼吸機能が低下し、現在は外出もままならない。療養費は労災保険で補償されるが、休業給付金は平均賃金の80%のみ。国労が、JR貨物に、上積み補償をするよう交渉したが、障害や遺族補償、葬祭料の上積み補償協定は退職者にも適用できるが、休業補償は、賃金を払っていることが前提の規定であり、小林さんには適用できない、と回答した。

車両ブレーキ等のアスベストにより中皮腫を発症し提訴した裁

判は他に例がない。

小林さんは、「私はこんな取り返しのつかない身体になってしまったが、苦しんでいる人はまだたくさんいる。私が訴えを起こす

ことでそういう人たちを掘り起こし、救済できればよい」と、決意を語った。



（神奈川労災職業病センター）

保溫工の石綿肺逆転認定 岡山●同僚にも石綿疾患が多発

2007年2月7日、岡山労働者災害補償審査官は、岡山労基署が昨年8月にNさんの遺族に対しておこなった特別遺族年金の不支給決定処分を取り消すという決定を行った。

Nさんは、岡山県にある山陽断熱に約18年間勤め、配管の保溫工事に従事した。1991年に集団検診で胸部の異常を指摘され、検査を受けたところ、「肺纖維症」と診断された。その際に家族は、医師から、「肺に石綿がささり、細胞が固くなり、ふく

れたり、しほんだりしなくなって呼吸が苦しくなる病気で、薬も治療方法もない」との説明を受けた。その後、Nさんの状態は深刻となり、1992年8月に亡くなられた。

Nさんの遺族は、「肺に石綿がささっている」との医師の説明を鮮明に覚えており、昨年3月に実施したアスベスト新法ホットラインに電話をかけてこられた。遺族は独自に岡山労基署に申請を行ったが、「医学的資料から石綿との関連が明らかな疾病が確認できない」と不支給となつた。